平成２４年（フ）第１９６４号
福岡市早良区原５丁目７番４―302号
債務者　小家　邦代
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９７９号
福岡県春日市小倉６丁目22番地プリムローズ201号
債務者　中村奈緒子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６号
福岡県豊前市大字八屋540番地１
債務者　田長丸利彦
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田1700番地72
小長田団地４―12号
債務者　柴田　正信
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田1700番地72
小長田団地４―12号
債務者　柴田　英子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
秋田県鹿角市八幡平字和田45番地２
債務者　阿部　晴子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第４１号
秋田県北秋田市鷹巣字北中家下46番地４
コーポ中岱５号、前住所秋田県北秋田市栄字中綱124番地９
債務者　堀部田鶴子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第３１８号
山梨県甲府市相生１丁目16番19号
債務者　三科　美希
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
山梨県南巨摩郡富士川町青柳町1050番地１
債務者　立花小百合
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３４号
山梨県甲斐市岩森１番地１　県営双葉団地Ａ―403
債務者　楠　　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３８号
高知市神田1140番地28、申立時の住所大阪市阿倍野区相生通２丁目６番36―104号
債務者　山﨑　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８２８号
大阪市東淀川区東淡路１丁目４番１―913号、住民票上の住所大阪市東淀川区菅原７丁目９番12―510号
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５０号
大阪市生野区小路東６丁目１番18号　ラガーパレスⅡ―401
債務者　伊藤　貴恵（旧姓梁本）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０６５号
大阪市此花区酉島３丁目14番24―205号
債務者　北室公実子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１０４号
大阪府八尾市曙町４丁目54番地の12
債務者　大向　美紀
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７２号
大阪市平野区瓜破東２丁目７番５―806号
債務者　古澤　三郎
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７４号
大阪市住之江区御崎７丁目11番９―211号
債務者　中野　裕美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部